

議第 9 号議案

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

提出者

東大和市議会議員	尾	崎	利 一
〃	上	林	真佐恵
〃	金	井	康 哲
〃	床	鍋	義 博
〃	中	野	志乃夫

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和４８年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第３２条第 １項第２号に 掲げる物件	外径が０．２メートル未満のもの	長さ１メートル につき１年	１８０
	外径が０．２メートル以上０．４ メートル未満のもの		３４０
	外径が０．４メートル以上１メー トル未満のもの		９３０
	外径が１メートル以上のもの		１，８６０

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- ２ この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。